

一般社団法人広島県助産師会
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県助産師会（以下「この法人」という。）の定款第5条に定める正会員、特別会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を公益法人日本助産師会の定める会費規定とは別に定めることにより、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

- ①入会金 500 円
- ②会費 8,000 円（振込による入金の場合は8500円）

(2) 特別会員

- ①会費 4,000 円

(3) 賛助会員

- ①会費
 - 個人 1口 3,000 円(1口以上)
 - 団体 1口 20,000 円(1口以上)
 - 学生 4,000 円

2 賛助会員のうち学生会員が翌年度正会員に移行する場合は入会金を免除する。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員は入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 この法人に入会を希望する賛助会員は、入会の承認通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員、特別会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費を前年度2月25日までに、この法人所定の方法により納入しなければならない。

(日本助産師会館設備費および広島県助産師会施設維持費)

第4条 本会は日本助産師会館設備費および広島県助産師会施設維持費を設ける。

2 正会員は入会年度内に所定の方法で25,000円を納入しなければならない。転入者も転入時上記に従う。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第5条 正会員、特別会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員、特別会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第6条 この規程を改正・廃止する場合には、総会の承認を受ける。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。